一四・四GHzを超え一五GHz未満	八二デシベル
一五GHz以上一六・八GHz以下	七〇デシベル
一六・八GHzを超え一七・六二五GHz未満	八二デシベル
一七・六二五GHz以上一八GHz以下	七〇デシベル

(二)　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(三)において同じ。）が七三デシベル以下であること。

(三)　振幅確率分布特性値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

四　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、試験場において試験を行うもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続する設備であつて、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、住宅用地から三〇メートル以上離れた場所又は遮蔽として働く構造物によつて隔絶された場所にのみ設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

四　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場において試験を行うもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）			
	定格入力電力が二〇kVA以下のもの		定格入力電力が二〇kVAを超えるもの	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル	九〇デシベルから七三デシベルまで※	八〇デシベルから六〇デシベルまで※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。